

受賞

平成30年 秋の叙勲 (敬称略)

【秘書広報課】

- **瑞宝双光章**  
海堀 昭彦 現 学校歯科医  
佐々木 和代 現 すみだこども園園長
- **瑞宝単光章**  
北 秀範 元 橋本市消防団分団長

第31回 危険業務従事者叙勲 (敬称略)

【秘書広報課】

- **瑞宝双光章**  
松林 正芳 元 大阪市消防指令長

大臣表彰 (敬称略)

【秘書広報課】

- **法務大臣表彰**  
中本 正人 保護司  
碓 重治 人権擁護委員
- **厚生労働大臣表彰**  
朗読ボランティアサークル テープはしもと

税

住宅用地の申告はお済みですか？

【税務課】

1月1日(賦課期日)現在に、住宅(居宅、共同住宅など一定の条件があります)が建っている土地については、税額軽減の特例(住宅用地特例)があります。また、年末までに住宅を壊し、1月1日現在同じ土地に建替え中の場合も、一定の要件を満たすと住宅用地特例が適用されます。土地の所有者からの申請が必要ですので、忘れずに申告してください。

- **問い合わせ**  
税務課 資産税係 ☎33-3706



家屋の取壊しの連絡はお済みですか？

【税務課】

固定資産税・都市計画税は毎年1月1日(賦課期日)現在で市内に土地・家屋・償却資産を所有する人に対して課税されますが、年の途中で家屋の全部もしくは一部を取り壊されると、翌年度から、取り壊された面積分は課税されません。

市では、市内の家屋の状況把握に努めていますが、取壊しのご連絡がない場合、取壊しが確認しきれず、翌年度以降も引き続き課税される恐れがあります。

平成30年1月2日から平成31年1月1日までの間に家屋の全部または一部を取り壊された人は、取り壊した床面積の大小に関わらず、平成31年1月31日(休)までに税務課資産税係へご連絡ください。担当者が現場に出向き、取り壊されていることが確認できましたら、翌年度からは課税されません。

なお、登記のある家屋を取り壊し、すでに法務局で取壊しに関する手続きがお済みの場合は、法務局から税務課に通知がありますので、連絡は不要です。

- **問い合わせ**  
税務課 資産税係 ☎33-3706

eLTAX(エルタックス)を利用した電子申告が便利です

【税務課】

エルタックスとは、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムで、自宅やオフィス、税理士事務所などから複数の地方公共団体への申告をまとめて一度に送信できます。詳しくは、地方税電子化協議会ホームページをご覧ください。

- **エルタックスでできること**
  - **電子申告**  
個人住民税(給与支払報告書、特別徴収関連手続き)、法人市民税、固定資産税(償却資産)
  - **電子申請・届出**  
個人住民税(特別徴収義務者の名称変更届出など)、法人市民税(法人の設立届・異動届など)
- **問い合わせ**  
地方税電子化協議会 ☎0570-081459



初心者向けの要約筆記講習会

聴覚に障がいのある人に、手書き文字やパソコン入力での内容を伝える要約筆記の講習会です。手書き・パソコン両方の要約筆記を体験しませんか。【福祉課】

- **日程** (全7回)  
平成31年1月12日(土)・19日(土)、  
2月2日(土)・9日(土)・16日(土)、  
3月2日(土)・9日(土)
- **時間** 午前9時30分～正午
- **場所** 保健福祉センター
- **定員** 先着15人
- **申込方法**  
氏名、住所、電話番号、生年月日を12月14日(金)までに下記へ連絡してください。
- **参加費** 無料
- **申し込み・問い合わせ**  
橋本市身体障害者連盟事務局(社会福祉協議会内)  
☎33-0294 ファクス33-4377

個人住民税の特別徴収を推進しています

【税務課】

個人住民税の特別徴収とは、事業主(給与支払者)が従業員(納税義務者)に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を徴収(給与天引き)し、納入する制度であり、地方税法および橋本市税条例により義務付けられています。

原則として、事業主は法人・個人を問わず、特別徴収義務者として全ての従業員について、個人住民税を特別徴収する必要があります。

和歌山県および県内全30市町村では、法令の順守や納税者の利便性向上および安定した税収の確保を図るため、平成30年度から原則としてすべての事業所を特別徴収義務者に指定し、個人住民税の特別徴収を強く推進しています。

給与支払報告書提出の際、普通徴収の基準に該当する人がいる場合は、普通徴収切替理由書を提出し、個人別明細書の摘要欄に普通徴収に該当する理由を記載してください。この提出方法以外の場合は特別徴収となりますので、ご理解ご協力をよろしくお願い致します。

- **問い合わせ**  
税務課 市民税係 ☎33-6212

休日と夜間の納付・納税相談

【納税課】

- **相談日時** (毎月第4日曜日および第4水曜日)
  - 12月23日(日) 午前8時30分～午後5時
  - 12月26日(水) 午後5時15分～8時
- **場所・問い合わせ** 納税課 ☎33-6109

納付期限のお知らせ

【納税課】

- **12月25日(火)**
  - 固定資産税・都市計画税……………3期
  - 国民健康保険税……………6期
  - 後期高齢者医療保険料……………6期
- **平成31年1月4日(金)**
  - 介護保険料……………6期

リユースセンターを開設します

持ち込まれた粗大ごみなどの中から、まだ使用できるものを展示するリユースセンターを環境美化センター内に開設します。必要な人に無料で持ち帰ってもらうことができます。

- **場所** 環境美化センター
- **受付日時** 月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)  
午前8時～午後1時
- **展示品目** 家具類、おもちゃ、かばん、陶磁器類
- **問い合わせ** 環境美化センター ☎36-1153  
生活環境課 ☎33-3702

募集

「スポーツ賞」候補者推薦の募集

【生涯学習課】

平成30年中に行われた各種スポーツ大会で優秀な成績をおさめた個人・団体を対象に各スポーツ賞候補者を募集しています。

県規模大会1位以上で入賞した個人(市内在住または出身)、または団体(市内で活動)を競技団体・職場・学校などの代表者名で推薦してください。

なお、推薦調書と選考基準は生涯学習課スポーツ係で配布しています。

- **推薦締切** 平成31年1月4日(金)
- **提出先・問い合わせ**  
生涯学習課 スポーツ係 ☎33-3704

魅力発信

「親子deあそぼう」の動画を配信しています

【秘書広報課】

子育てばーくのコーナー「親子deあそぼう」では、子育て家庭が子どもとの大切な時期をより楽しく過ごせるように、親子でのふれあい方や遊び方などを紹介しています。子育て家庭の皆さんにさらにわかりやすく見ていただけるように、広報紙で紹介した記事を動画でも配信します。

今回は「制作遊び ネコのいないいないばあ」をYouTube橋本市公式チャンネルに掲載しましたので、ぜひご覧ください。



▲携帯電話用 二次元コード



最低賃金が改正されました

和歌山県最低賃金が、10月1日から時間額803円となりました。

この最低賃金は、和歌山県内の事業所で働くすべての労働者(臨時、パート、アルバイト、派遣、委託を含む)に適用されます。

- **問い合わせ**  
和歌山労働局賃金室  
☎073-488-1152